

第9-15表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits

種別	日本		ドイツ		フランス	
	児童手当	扶養控除（所得税，住民税）	児童手当	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎入れ手当の基礎手当
根拠法令	児童手当法	所得税法，地方税法	1996年租税法及び児童手当法	1996年租税法	社会保障法典	
管理運営主体	市区町村	国税庁，都道府県，市区町村	連邦雇用機関，家族金庫		家族給付全国金庫（CNAF）	
財源	公費（子が3歳未満の受給者が厚生年金に加入している場合は，一部事業主拠出金）		連邦（74％）及び州・市町村（26％）の一般財源		主に企業の拠出金（他には，国庫負担や一般福祉税）	
受給（適用）要件	12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者（所得制限あり）	当該年における子の所得が38万円以下であること	18歳未満（失業者は21歳未満，学生は27歳未満，障害者は無制限，ただし年収7,188ユーロを超えてはならない）の子を扶養している者	20歳未満の子を2人以上扶養している者	2004年1月1日以降に生まれた3歳未満の子がいる親（所得や子の数に応じて制限がある）	
給付（控除）内容	3歳未満一律1.0万円，3歳以上第1子，第2子0.5万円，第3子から1.0万円	所得控除額：子1人につき38万円（子が16～23歳未満の場合は63万円） 住民税控除額：子1人につき33万円（子が16～23歳未満の場合45万円）	第1子・第2子：月164ユーロ，第3子は月170ユーロ，第4子以降は1人につき196ユーロ 10学年修了までの要支援児童に対し，学用品に対する100ユーロの追加検討。	子1人につき年間5,808ユーロ（基本額3,864ユーロ，教育費用相当額2,160ユーロ）が所得から控除される。	子の年齢や数に応じて決まる。11歳未満の子2人の場合，月額120.32ユーロ（2008年）	月額172.77ユーロ（2008年12月）
備考	この他，母子家庭に対する児童扶養手当，奨学金制度等がある。		児童手当が児童扶養控除を選択できる他，社会保障上の優遇措置がある。 また，2歳以下の子を持つ非就業，不完全就業（週30時間以下の就業）の者（両親休暇取得中の者）も受給可能。	上記以外に様々な家族給付があるほか，税制上又は年金上の優遇措置がある。		

第9-15表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-15: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	イタリア				
	家族手当	核家族手当	コムーネ（地方自治体）による出産手当	全国社会保障機関が所掌する出産手当	第2子に対する手当
根拠法令		1988年法令第153号	財務法（1998年法律第448号）	2000年財務法（1999年法律第488号）	2003年デクレトレッジェ第269号
管理運営主体	全国社会保障機関	全国社会保障機関が中心	コムーネ（地方自治体）	全国社会保障機関	国
財源		全国社会保障機関が中心	国民社会政策基金	国の一般財源	国の一般財源
受給(適用)要件	農家や自営業者で未成年の子のいる世帯	未成年の子を3人以上持つ被用者に対して、家族構成と家族総所得に応じて支給。	世帯所得が一定以下の1999年7月2日以降に出生した子を持つ母親	社会保険料納付機関等の要件を満たす2000年7月2日以降に出生した子を持つ母親	2003年12月1日から2004年12月31日までの間に第2子以降の子を出産した母親
給付(控除)内容	子1人当たり月額10.21ユーロ（所得制限あり。3人家族の場合、年収19,555.12ユーロ以上で支給停止。）	例えば未成年の子3人の世帯で世帯所得が19,904.35ユーロ以下の場合、月額110.58ユーロが年に13回。	毎月278.35ユーロ、最大年1391.75ユーロ（2004年）期間は最大で5か月、1391.75ユーロに至るまで。	一時金1671.76ユーロ（2004年）、類似手当受給者に関しては供給調整あり。	1,000ユーロ
備考					

	オランダ ²⁾					ノルウェー	
種別	児童手当	児童控除	補足児童控除	1人親控除	コンビネーションタックスクレジット	児童手当	家庭保育手当
根拠法令	1989年一般児童手当法(AKW)					児童手当法	国民保険法
管理運営主体	社会保険銀行(SVB)					国民保険事務所	国民保険事務所
財源	国庫					国民保険	国民保険及び一般財源
受給(適用)要件	3か月単位で支給。所得及び国籍に関係なく18歳未満の子を持つ者	18歳未満の子がいる世帯	18歳未満の子がいる世帯の中で最も所得のある者が65歳未満の場合	18歳未満の子がおり、かつ一人親の場合	12歳未満の子を持ち、就労している親	0～17歳の子を持つ親	1～2歳児を家庭等で保育する親
給付(控除)内容	子の年齢、数、同居の有無によって変わるが、0歳以上6歳未満176.62ユーロ、6歳以上12歳未満214.46ユーロ、12歳以上18歳未満252.31ユーロ	世帯最高所得者の年収等によって変わる。18歳未満の子が3人以上いて、最高所得者の年収が28,079ユーロ以下の世帯の場合、721ユーロが控除される。	児童控除に加え、354ユーロが控除される。	児童控除に加え、354ユーロが控除される。	親1人当たり、225ユーロが控除される。	基本手当は子1人当たり月額972クローネ(2002年)。他に北部地域特別補助給付(同316クローネ)がある。1人親に対しては、基本手当が1人分追加。	保育施設に預けている時間数で決まる。全く預けていない場合は子1人当たり月額3,657クローネ。
備考	児童手当か税制上の優遇措置を選択できる。					他に、税制上又は社会保障上の優遇措置等がある。	

資料出所 厚生労働省「2003～2004年海外情勢報告」(2004年9月)、厚生労働省ホームページ、ドイツ連邦労働社会省ホームページ等